



アニマルウェルフェアに配慮した 家畜の飼養管理の基本的な考え方について

11月16日号の日鶏協回覧版でも掲載しましたが、農林水産省より、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるため、改めて同指針の基本的な考え方を整理したものを会員あてに周知するよう依頼がありましたので、お知らせします。

1 アニマルウェルフェアの定義等

国際獣疫事務局（OIE）による勧告では、アニマルウェルフェアについて「動物がその生活している環境にうまく対応している様子をいう。動物は、（科学的証拠が示しているように）健康で、快適で、栄養豊かで本来の生態を発現できている場合であって、痛み、恐れ、苦痛等の不快な状態を経験していないときには、良好なウェルフェアの状態にある」と定義している。

また、同勧告ではアニマルウェルフェアに役立つ指針として「5つの自由」（①飢え、渇き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③物理的及び熱の不快からの自由 ④苦痛 障害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由）が示されている。

これら5つの自由が全ての動物における基本的な理念であることを踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第2条第2項に「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」と基本原則が規定されている。

2 5つの自由の確保

家畜の飼養管理における「5つの自由」を確保するための対応は、以下のとおりである。家畜が良好なウェルフェアの状態にない場合、特定のストレス行動を始めとする異常行動の発現、乳量及び産卵率の低下、外貌の変化、疾病の罹患率や死亡率の上昇等が生ずることがある。このため、家畜の観察を少なくとも1日1回は実施し、これらの兆候が確認された場合には、原因の特定に努め、その改善を図ること。



なお、以下の各項目に示す対応は、別の項目に示す自由を確保するための対応としても有効なものである。

(1) 飢え、渇き及び栄養不良からの自由

家畜の発育段階等にあわせ、各畜種ごとの栄養学的要求を考慮し、生理学的要求を満たす適切な量と質のバランスが取れた採餌を家畜が行えるよう努める。期待される成長曲線から逸脱した体重の変化及び急激な減少は、疾病や良好なウェルフェアの状態にない可能性を示すので留意する。

飼料については、家畜の健康に悪影響を与えるものが存在しないか必要に応じて検査し、汚染や劣化を最小限に抑えて保管する。

(2) 恐怖及び苦悩からの自由

突然の予期せぬ騒音にさらす等の家畜の不適切な取扱いは、家畜に恐怖と苦悩を引き起こすことがあることを考慮する。各種施設や機器は、騒音が最小限となるよう維持・管理する。

(3) 物理的及び熱の不快感からの自由

家畜にとって快適な温度域は、品種や発育段階等により異なる。このため、飼養する家畜にあわせた暑熱対策や寒冷対策を行い、適温の維持に努める。アンモニア 等有害物質の畜舎内の過度な滞留は、呼吸の不快感や疾病の原因となるので、その 低減に努める。

(4) 苦痛、障害及び疾病からの自由

飼養管理の円滑化、飼養者の安全若しくはアニマルウェルフェアの改善（例えば 牛の除角、去勢、蹄の手入れ、又は特定）の治療（例えば、牛の子宮脱）のために家畜に外科的・非外科的処置を行う場合、処置が適切に行われなければアニマルウェルフェアが損なわれることを考慮し、若齢時に実施する又は獣医師の指導の下で麻酔や鎮痛剤を使用する等により、家畜の苦痛を緩和するよう努める。また、外科的処置については、家畜への苦痛の少ない代替方法の採用を検討する。



(5) 通常の行動様式を発現する自由

家畜を群飼する際には、群内の家畜同士の社会的相互作用を考慮する。多くの品 種では家畜同士で優劣の序列をつける習性があることから、群内の家畜同士が敵対し緊張感が徒に増すことがないように、群の構成に留意する。また、高い密度での飼 養は怪我の発生を増やし、摂食・摂水、運動、休息等の行動に悪影響を与える可能性のあることに留意する。畜舎は、①突起物等家畜が怪我をする原因がない構造であること、②清浄性を保つため清掃・消毒ができること、③床面は排水がよく、表面が乾燥しやすいものであり その材質は滑りにくいものであること ④家畜が容易に休息姿勢をとったり、立ち上がったたりすることができ、家畜が休息する際の十分なスペースが確保されていること、に留意する。

また、各飼養畜種の習性に応じた十分な光量が確保されるよう、自然光に加え、照明を適切に使用することにより家畜に不快感を生じさせないよう配慮する。

3 家畜の飼養管理に携わる者の責務

家畜の飼養管理に携わる者（管理者及び飼養者）は、その役割や責任に応じ、家畜の飼育方法や防疫措置とともに、家畜の行動、病気の一般的兆候、ストレス、痛み、不快感等の良好なウェルフェアの状態にない場合の把握方法やその改善方法を理解する必要がある。

4 その他

各畜種における詳細な飼養管理方法等については（公社）畜産技術協会が公表している「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」及びOIEの「陸生動物衛生規約」を参考にすること。

なお、現在、同協会において家畜輸送等に関する指針を検討中であることから、策定後は同指針を参考にされたい。



「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」 に基づく飼養管理の実施状況調査結果（概要）

（公社）畜産技術協会から、本年1月に実施した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」（以下「指針」という。）チェックリストに関するアンケート調査結果が公表されました。

今回の調査結果によると、一部の農場において同指針で推奨している方法とは異なる飼養管理が行われている状況が確認されたところです。

現在、アニマルウェルフェアに対する消費者や流通業者等の関心が高まっており、今後、注目度が増すとともに鶏卵生産農場においてもアニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理への対応が求められていることから、指針に基づく飼養管理及びチェックリストを用いた定期的な自己点検による改善点の把握・改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

採卵鶏における主な項目の概要は以下の通りです。

採卵鶏（回答数283件／512件）

（1）羽つつき防止

- ビークトリミングは、餌付け後10日以内の鶏に実施していますか

	はい	いいえ	無回答	合計
件数	171	12	100	283
割合	60.4%	4.2%	35.3%	100%

- ビークトリミングを行う際は、処置範囲を最小限にとどめるなど可能な限り苦痛を感じさせない方法で行っていますか

	はい	いいえ	無回答	合計
件数	166	5	112	283
割合	58.7%	1.8%	39.6%	100%

（2）誘導換羽（休産）

- 誘導換羽は、綿密な管理の下で健康な鶏に実施していますか

	はい	いいえ	無回答	合計
件数	181	2	100	283
割合	64.0%	0.7%	35.3%	100%



- 誘導換羽実施中に異常（通常よりも死亡率が高い、健康状態が明らかに悪化している等）が見られた場合は、誘導換羽を中止していますか

	はい	いいえ	無回答	合計
件数	171	9	103	283
割合	60.4%	3.2%	36.4%	100%

- 誘導換羽実施中に水を飲ませていますか

	はい	いいえ	無回答	合計
件数	184	1	98	283
割合	65.0%	0.4%	34.6%	100%

- 飼料を給与しながら換羽を誘導する方法の実施、または導入を検討していますか

	はい	いいえ	無回答	合計
件数	118	62	103	283
割合	41.7%	21.9%	36.4%	100%

(3) 病気、事故等の措置

- 治療を行っても回復の見込みがない鶏や、著しい生育不良や虚弱な鶏は、「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」に準じた適切な方法（頸椎脱臼等）で安楽死の処置を行っていますか

	はい	いいえ	無回答	合計
件数	241	33	9	283
割合	85.2%	11.7%	3.2%	100%

(4) その他

- 農場における火災や浸水、道路事情による飼料供給の途絶等の緊急事態に対応するため、危機管理マニュアル等（連絡網等）を作成していますか

	はい	いいえ	無回答	合計
件数	205	64	14	283
割合	72.4%	22.6%	5.0%	100%



鳥インフルエンザ経営再建保険募集

平成30年の鳥インフルエンザ経営再建保険の募集を開始しました。この保険は、**(一社)日本養鶏協会会員の方を対象**として、鳥インフルエンザが万一発生した場合に、**国の補償、本協会の家畜防疫互助基金支援事業の補償に加えて経営再建を支援する制度**として発足したものです。

平成28年度は、国内の家きんでは約2年振りに高病原性鳥インフルエンザが発生し、9道県12農場で発生が確認されたところです。

また、本年6月に公表された「平成28年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」において、平成28年度は、アジアのみならず、欧州の国々においても、様々な亜型のウイルスが確認されており、平成29年度の秋以降の我が国へのウイルス侵入リスクは高いと言わざるを得ない。」との報告がなされております。

今年度は既に、**野鳥から鳥インフルエンザウイルスが確認**されており、昨年引き続き**油断できない状況**にあります。会員の皆様には既にご案内を送付しておりますが、この機会に**鳥インフルエンザ経営再建保険への加入をご検討**いただきますようお願いいたします。この保険の主要な点は下記となります。

<上記緑下線部クリックで該当ページが開きます>

1. 申込期限 30年1月12日(金)
2. 保険料納付期限 30年1月19日(金)
3. 保険期間 30年2月1日～31年1月31日までの1年間
4. 加入対象者 一般社団法人 日本養鶏協会の会員で採卵養鶏を業とする者に限る(本制度に加入を希望する方は、日本養鶏協会に会員登録すれば加入資格が得られます。なお、**本年度に当協会へ新規加入される生産者については、29年度より会費の負担をお願いします。**)
5. 補償総額 5億円

	1羽あたり補償限度額	1羽あたり保険料
成鶏	430円	2.40円
育成鶏	180円	1.20円



6. 補償特約 鳥インフルエンザ発生により加入者が廃業した場合でも
3百万円を限度として補償が受けられる (廃業費用特約)
7. 損金算入 保険料は当該支払年度に損金算入することができます。
8. 無事故戻し 15%無事故戻し
9. 協会内連絡窓口 永井、小田上 (TEL 03-3297-5515)
- <https://www.jpa.or.jp/news/insurance/index.html>

協会活動報告

[青字下線部クリックで、\(一社\)日本養鶏協会ホームページ内
該当事業のページが開きます](#)

各種事業についての報告

(1) 国産鶏卵に関する普及啓発事業

① 価格差補填事業の事業参加者との契約数量 (トン/月当たり)

平成26年度	160,792
平成27年度	161,936
平成28年度	164,846
平成29年度	162,353

② 11月の標準取引価格 219.88 円/Kg

平成29年度補填基準価格 187 円/Kg

平成29年度安定基準価格 165 円/Kg

(2) 国産鶏卵に関する普及啓発事業



11月5日の「いいたまごの日」にちなみ、11月2日に東京銀座の東京ガススタジオプラスジーギンザにおいて、本協会と(一社)日本卵業協会との「いいたまごの日」コラボイベントを開催しました。

イベントの開催にあたり、本協会齋藤会長から「卵は最も完全に近い栄養食品。本イベントを通じて、さらに卵を好きになっていただき、今後も卵料理に親しんでいただけるよう願っている」とのあいさつの後、午前には日本卵業協会の青年部組織「ヤングミーティング」が中心となって、「第3回たまごニコニコ料理甲子園」の決勝大会、午後は本協会がマイナビウーマンのウェブサイトを通じて応募いただいた20~30代の16名の女性を招いて、「おもてなしにもピッタリな簡単たまご料理レッスン♪~若い女性が学ぶたまご料理教室」を開催しました。



養鶏協会ではお馴染み、たまごタレントの友加里さんの司会進行のもと、管理栄養士・料理研究家の牧野直子先生が、油で揚げずヘルシーに仕上げる「スコッチエッグ」と付け合せの「秋野菜のグリル」の実演、黄身が中心になるゆで卵のレクチャーの後、和気あいあいと交流しながら調理する参加者のみなさんが印象的でした。

アンケートでも「とても満足した」、「栄養価も高く料理にも使いやすい『たまご』を、これからもっと食べていきたい」と高い評価をいただき、「たまごの日」のイベントは大盛況で幕を閉じました。



鶏卵規格取引研修会開催



中央鶏卵規格取引協議会（事務局：（一社）日本養鶏協会内）では、鶏卵の規格取引の円滑な推進に資するため、鶏卵規格取引要綱に基づく鶏卵規格取引の格付け責任者及びその指導者を目指す鶏卵生産者や流通・加工関係者などを対象として、毎年、「鶏卵規格取引研修会」を開催しております。

平成29年度は、11月10日に東京都内の馬事畜産会館で、11月17日に京都市内の京都リサーチパーク東地区1号館で開催され、東京会場85名、京都会場52名の計137名が受講しました。

研修会では、講師から①鶏卵を巡る情勢、②鶏卵の格付け及び日付表示上の留意事項、③GPセンターの衛生管理、④鶏卵の表示に関する決まりなどについての講義があり、終了後に卵重計量責任者の資格となる修了証書が授与されました。

なお、研修資料に一部修正がありましたので、受講された方に該当部分を郵送させていただいております。ご確認ください。





統計データ

【相場動向】 過去10年間の10月相場<Mサイズ>

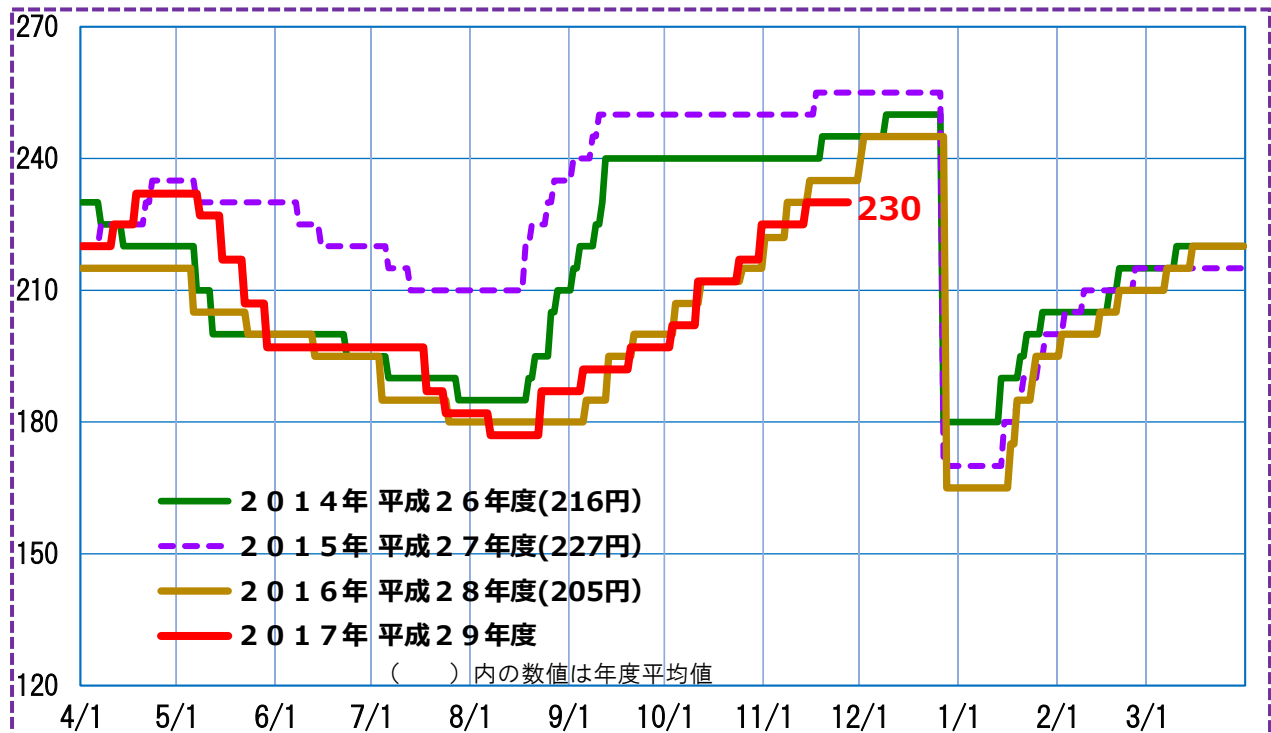
	平均値	高値	安値
平成20年	211	232	204
平成21年	184	208	174
平成22年	197	218	189
平成23年	186	208	179
平成24年	193	211	187
平成25年	220	243	214
平成26年	240	258	234
平成27年	250	268	244
平成28年	211	233	194
平成29年	211	243	191
平均値	210	232	201

平成29年10月の鶏卵相場（東京全農Mサイズ）の平均値は、28年と同じ211円と過去10年間の平均値を1円上回りました。

高値は、28年を10円上回る243円となっています。

しかし、安値については、191円と28年より3円安い相場となっています。

【鶏卵相場推移 2014年～2017年 会計年度 東京全農Mサイズ 円/ Kg】



鶏卵相場は、8月下旬より段階的に値を上げ28年と同じような動きで推移してきましたが、この時期28年の235円を5円下回る230円と過去4年で最も低い相場となっています。



【鶏卵関係主要計数】平成29年9月までの1年間の主要計数推移

	雛餌付羽数(出荷)		配合飼料出荷量		家計消費量		鶏卵相場	
			成鶏用		一人当たり		東京全農M	
	数量(千羽)	前年比	数量(千ト)	前年比	数量(グラム)	前年比	本年	前年
28年10月	9,140	103.1%	464	96.9%	908	106.6%	211	250
11月	8,837	103.7%	478	103.7%	875	104.0%	231	252
12月	9,213	101.6%	524	100.5%	909	106.9%	244	245
29年1月	9,276	111.5%	457	101.9%	850	102.0%	179	182
2月	8,277	96.2%	450	95.8%	814	96.3%	204	209
3月	9,748	105.5%	513	103.1%	877	101.4%	217	215
4月	9,112	103.8%	468	95.9%	907	102.0%	227	215
5月	9,029	96.1%	497	106.6%	890	100.1%	216	204
6月	9,759	105.8%	474	102.1%	843	97.2%	197	197
7月	9,889	104.2%	455	103.2%	866	100.2%	191	184
8月	8,339	98.4%	466	102.3%	849	104.6%	182	180
9月	9,014	98.1%	566	103.9%	858	101.3%	194	192
1年間合計 平均(%)	109,633	102.3%	5,812	101.3%	10,446	101.9%	208(平均)	210(平均)

- ・ 雛餌付羽数は、前年同月対比では1.9%減の901万羽と2ヶ月連続して前年を下回りましたが、年間では2.3%増で推移しています。
- ・ 配合飼料出荷量は、6か月分ぶりに50万羽を超え約57万トンとなり、年同月比でも3.9%増となっています。
- ・ 鶏卵の家計消費量は、前年同月比、年間でも前年並みの安定した推移となっています。
- ・ これらの統計からすると、引き続き供給サイドでの大きな落ち込みも無く、需要も底堅い展開となっています。

【日鶏協ニュース】 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内（5階）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2017年12月1日

編集・発行責任者：小田上浩史(info@jpa.or.jp)

